

国民年金保険料を口座振替で前納するとお得です。

国民年金保険料納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。また、保険料を「前納」すると割引があります。

保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。

国民年金保険料を1年度分一括して前納すると、現金払いでは3,000円の割引、口座振替で前納する場合は3,550円の割引となります。(6カ月前納も口座振替が有利です。)

- | | |
|------------------|---------------------|
| ・平成19年度保険料額(1カ月) | 14,100円(240円の引上げ) |
| ・" (1年度分) | 169,200円 |
| ・現金での前納額(1年度分) | 166,200円(割引額3,000円) |
| ・口座振替前納額(1年度分) | 165,650円(割引額3,550円) |

口座振替日は4月30日(今年は4月30日が休日のため5月1日)です。

なお、すでに口座振替で1年度分の前納をされている方は、あらためて届出をしていただく必要はありません。

月々の口座振替も早割(当月保険料の当月末引落し)にするとお得です。

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると50円の割引となります。早割にすると翌月末の初回の口座振替にて2カ月分の保険料(従来の保険料と50円割引された保険料)が引落しとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

【口座振替のお申込み先】

社会保険事務所、または口座をお持ちの各金融機関窓口でお申し込みください。

※口座振替での1年度分前納(4~9月分の6カ月前納も含む)申込は、2月末日となっております。

※お申込みの際には、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳や納付書)および金融機関届出印が必要です。

【問合せ先】

愛媛社会保険事務局宇和島事務所 ☎22-5440(代表)

交通事故の後遺障害で介護を必要とする方 および交通遺児等貸付制度について

自動車事故対策機構では、自動車事故により重度の脳損傷および脊髄損傷を受け常時介護および随時介護を必要とする方の家族への負担の軽減を図るために、介護料を支給しております。自動車損害賠償責任保険(共済)で次の後遺障害区分に相当し一定の条件を満たす方に、介護料を支給します。

介護料支給概略

特I種	自賠責認定	月額68,440円~136,880円
I種	自賠責認定	月額58,570円~108,000円
II種	自賠責認定	月額29,290円~54,000円

交通遺児等(中学校卒業まで)に対する無利子貸付概略

一時金	はじめ155,000円
毎月額	20,000円
小学校・中学校入学支度金	44,000円

問合せ先

独立行政法人
自動車事故対策機構愛媛支所 被害者援護担当
☎089-925-0708

農薬を使用する際の注意について

今年度、県内において適用のない作物に農薬を散布するなどの農薬取締法に違反する事例が数件発生しております。

農薬取締法では農薬の使用基準(適用作物、希釀倍数または使用量、使用時期、総使用回数)が定められており、違反した場合は3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金となります。

また、使用基準を守らずに農薬を散布した場合は、食品衛生法における農薬残留基準の超過の恐れもあるため、生産物の全量廃棄処分等の措置がある場合もあります。

今後、農薬を使用する際は、ラベルに記載された使用基準を必ず読んで、使用基準どおりに農薬を使用してください。

問合せ先

病害虫防除所南予支所 ☎22-5211
宇和島地方局農政普及課 ☎22-3550